

令和 8 年度 大津市立和邇小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、和邇小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、和邇小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついで、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、児童会・委員会等子ども主体のいじめ対策に関する取組を実施します。子どもが主体となり、温かい学校の雰囲気づくりやいじめ防止につながる取組をすることで、友だちを認め支え合える学校

		の風土を作り、いじめの未然防止につなげます。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	今年度より、いじめ未然防止の企画を新たに取り入れます。子どもたちが楽しく、充実した学校生活を送れるようなミニ企画を行います。また、各学級においても、いじめを生まない学級にするための目標やルールについて話し合い、意識を高揚させます。場合によっては、個人で目標を設定し友だちを大切に作る気持ちを育てていきます。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	4月の「人権の日」に、いじめ防止の動画を視聴し、わにっこの「思いやり」がいじめをしない自分につながっていくことへの理解を促します。また、様々な機会を通して、友だちの心や体を傷つける行為はいじめであることが理解できるよう指導に努めます。また、いじめの多くは言葉が足りず、気持ちが正しく伝わらないが故に起こることから、正しい気持ちの伝え方や相手に伝わる話し方について日ごろから教えていきます。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	児童のタブレットや携帯の使用実態やトラブルの実態を把握し、実態に応じて情報モラルやリスク回避能力を身につけるための指導を行います。その一つとして、全学年対象に専門家を講師として招いた授業を実施します。全保護者にも専門家の授業の参観を促し、家庭での情報モラル向上につなげます。
38	相談することの大切さに関する啓発	困った時には相談することで心が軽くなったり、気持ちが前向きになったりすることや、相談相手として担任を始め様々な教員がいることを伝えます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、校内外を問わず、多様な相談窓口があることについて広報啓発に努め、児童、保護者への周知につなげます。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、いじめを起さないための豊かな心を育てる道徳教育の充実を図ります。年に2回、全校道徳を行い、全校同じ題材で考え、お互いの思いや考えを知る機会を設けます。また、学校と保護者、地域が一体となり道徳教育を推進するため9月に道徳参観を行います。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	毎月の「人権の日」を中心に、今日の人権課題について教職員と児童が共に考え、互いの人権感覚を高めます。また、専門家を招き、高学年児童や教職員が自己・他者理解を深める学習の機会を設け、人権意識の向上にも努めます。さらに、

		特別支援学級と通常学級の教員が交換授業を行い、全学年で障がい者理解教育を推進します。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	いじめの背景には勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、校内研究を柱に目的に応じた言語活動を仕組み、必然性のある学習から、主体的で協働的な学びを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めます。さらに、日々の教育活動全体を通じ、一人ひとりの子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己有用感や自己肯定感を育みます。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	年3回のわにっこ集会や5・5交流など異学年交流の場を大切にしていきます。また、6年生が1年生の清掃活動を手伝うことで、1年生には安心を、6年生には思いやりの心を育てていきます。クラブや委員会も異学年集団の場と捉え、学年学級の枠を超えて意見を交わし、助け合い、思いやることの大切さを味わわせていきます。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記します。また、年度終了時には、その年度の取組状況について評価を行い、その結果等を踏まえ、次年度の学校いじめ防止基本方針をより良いものとするよう見直しを行います。学校のホームページ上に掲載することで、広く保護者や地域に周知を図ります。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、月に一回発行する「ニューズレター」を通して、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知し、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供できる関係づくりに努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談日や研修の機会を周知し、子どもと家庭、地域を結ぶネットワークづくりに努めます。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に「いじめ防止研修」を実施し、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れについて共通理解を図ります。また、年間を通して数回にわたり「いじめ防止研修」を行い、いじめの傾向をつかみながら未然防止に努めます。また、いじめをはじめとした子ども支援に関する知識やスキルの向上を目的とした研修を、校内や志賀中学校区で実施します。

46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	いじめ等に関する情報を個々の教職員が抱え込まないよう、普段から子ども支援コーディネーターと生徒指導主任を中心に組織的に情報共有・対応を行える運用を徹底します。全教職員が児童の事や授業の事など気軽に話し合える心理的安全性の高い職場環境を目指し努力します。さらに校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等が、いじめ事案等の子ども支援の実務に当たる教員に、指導・助言を行う体制を構築し、組織として適切な対応ができる体制を整備します。
----	---	---

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
わにっこが大切にしたい約束について、月ごとに重点目標を定め、各学級で目標を達成する具体的な手立てを話し合い、取り組みを実践していきます。
わにっこ集会、委員会活動を通して、下学年や学校全体を思いやり、考動する高学年を労い、自分たちの言動に自信と誇りを持たせていく中で、自尊感情やリーダーシップを育てていきます。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見し、自己肯定感をあげていくことを目的に、毎月振り返りアンケートを行います。5月と9月にはいじめに特化したアンケートを実施します。アンケート調査結果は担任だけでなく複数の教員で確認し、気になる点は、子どもへの聴き取りなどを通じて、悩みの把握と適切な支援につなげます。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	子どもと担任等の教員が個別面談を行う教育相談期間を年間2回設けます。子どもが希望する場合は担任以外の教職員への相談も可能とし、相談しやすい環境を整えます。また、日頃から子どもの学校生活を見守る中で、子どもの困り感に寄り添い、思いを聴き取ること等により、児童の心情の把握に努め、いじめの早期発見に努めます。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任を中心に、教職員が随時校内を巡回するなど、校内や登下校時の校門等での見守り活動を実施します。特に、いじめの発生の多い休み時間や清掃活動の時間等は、子どもの些細なサインを見逃すことのないよう、子どもの見守りを行います。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	定期的な懇談の機会において、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有し、日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させることで、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築します。また、学校で気になることは積極的に保護者と共有し、保護者が子どものことで悩んだ際には安心して相談できる関係づくりに努めます。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	各学級、学年の教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭、生徒指導主任に報告します。いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーター等に集約するという運用を徹底することで、各教職員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなぎます。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った

		上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告します。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	保幼小中連絡協議会や各校園との日頃からの連携の中で、園児や児童、生徒の実態や課題について情報を共有します。次年度入学する子どもに関する情報共有についての連絡会を開催し、保幼から小へ、小から中へ校園が持つ情報を適切に引き継ぎ、必要な支援を継続的に行えるようにします。さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の担任に対し、適切に情報を引き継ぎ、切れ目なく必要な支援ができる体制を整えます。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
担任は「学年のまとまり」を基本とし学年組織で学年の子ども達を見守ります。また、低・中・高の学年部主任（生徒指導主任、子ども支援コーディネーター、教科担当）は、各学級での課題を把握し、解決に向けて共に取り組みます。教務主任は学校全体として子ども達を見守るなど、様々な立場から複数の目で安心して子ども達が学校生活を送れるよう見守ります。
定例いじめ対策会議以外にも特別支援教育コーディネーターや養護教諭、学校支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と積極的に情報共有を図り、いじめを始め児童の様々な悩みに寄り添えるように努めます。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相

話し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、指導方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定し、迅速に対応します。学校内に留めず、状況に応じて教育委員会と連携し、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士など）の専門的見地からの助言も得て、事案の解決及び、個人の尊厳の回復に努めます。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	被害児童の思いを優先し、安心できる環境を整えます。加害児童の思いも聞き取り、内省を促す指導を行います。また、被害加害を問わず児童がよりよく学校生活を送ることができる支援の方針を保護者にも示し、協力を仰いでいきます。必要に応じて各機関と連携を図り、子どもの心のサポートに努めます。加害が分からない場合は、適時全体指導を行い、見守り等を通じて再発防止に努めます。
56	インターネット上のいじめへの対応	インターネット上のいじめを把握した場合は、速やかに情報収集と事実確認を行い、保護者監督のもとネットに残存している情報削除を行います。場合によっては、警察や法務局等の関係機関と連携し、適切にその対応にあたります。必要に応じ家庭訪問や保護者来校を依頼し、関係児童と共に行為に対する責任について明確に示し、適切な支援のもと再発防止に努めます。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	いじめ防止推進法 28 条に規定される「重大事態」など、重大な事案が発生した際は、被害、加害の子ども、その保護者、他の在籍する子ども、教職員等に対するアンケート調査や聞き取り調査等を実施し、事実関係の把握に努めます。調査にあたっては、被害の子どもやいじめに係る情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先に対応を行います。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、5 年保存を徹底します。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人の目からは些細に見える事案であっても、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有することで、家庭と学校が連携して

		子どもへの支援・指導を行います。
--	--	------------------

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

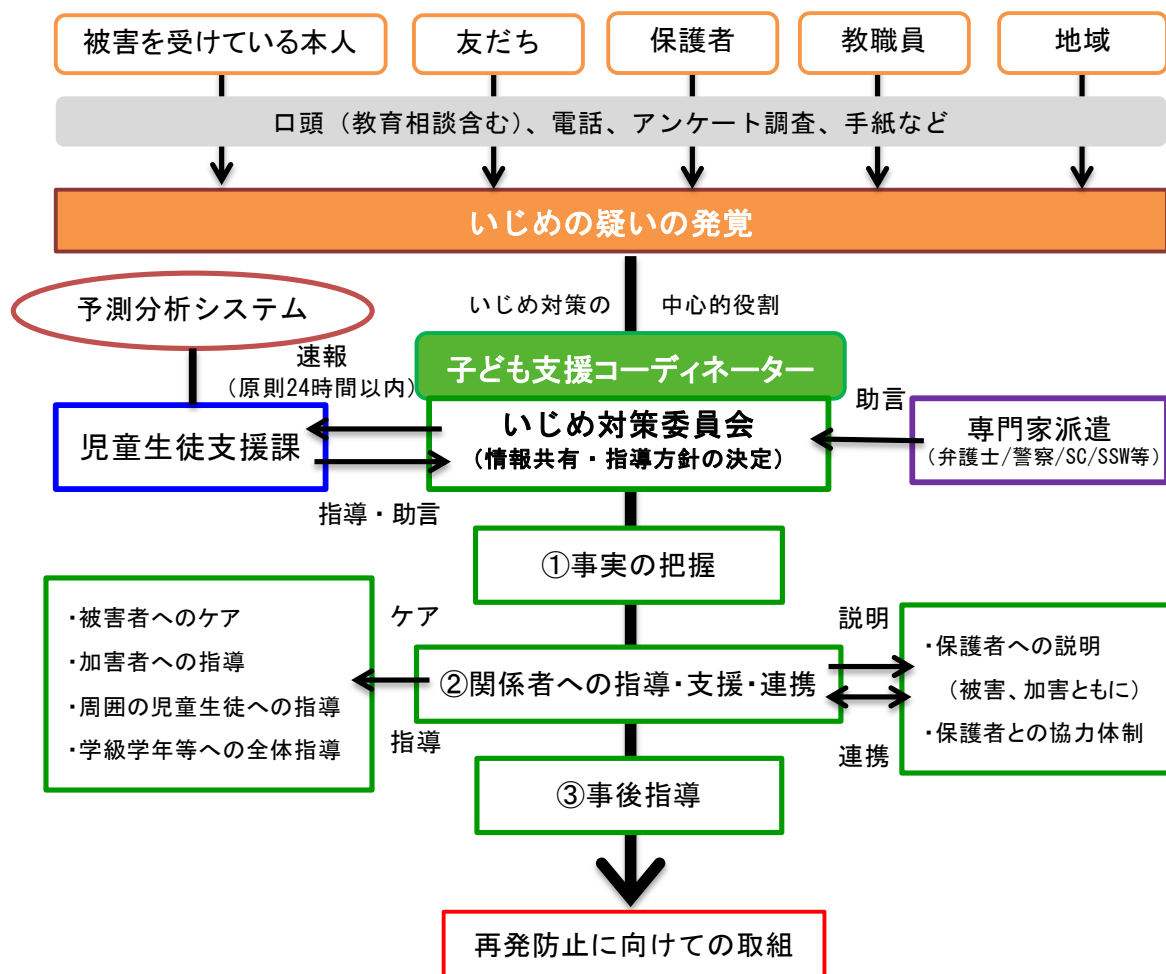
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

- (2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画（予定）

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉①・②・③ いじめに関する校内研修Ⅰ①・②・③・④ 始業式① 学級開き、学年開き① 保護者懇談会④	
5	いじめに関する校内研修Ⅱ①・②・③・④ 和邇の子を語る会①・②・③ 学校運営協議会Ⅰ④ 5月いじめに特化したアンケート②	
6	人権擁護委員による授業① 人権の日「全校道徳」①、いじめ防止啓発月間①・④ 先生と語る会 part1②・③、教育相談ウエルカム月間②・④	専門家による人権授業 児童会を中心にした取組 の実施
7	いじめに関する校内研修会Ⅲ①・②・③・④ 学校運営協議会Ⅱ④、学級懇談会④	
8	いじめに関する校内研修会Ⅲ①・②・③・④ SSWによる社会福祉に関する校内研修会①・②・③・④ 特別支援教育に関する校内研修会①・④	
9	9月いじめに特化したアンケート② 学校運営協議会Ⅲ	
10	いじめ未然防止企画1① 人権の日「全校道徳」①、いじめ防止啓発月間①・④ 先生と語る会 part2②・③ 保護者懇談会④	
11	5・5交流④	
12	情報モラル授業・研修会①、人権週間 いじめ未然防止企画2① 学校運営協議会Ⅳ④ いじめに関する校内研修Ⅳ①・②・③・④	専門家によるネット トラブル授業
1	いじめ未然防止企画3①	
2	学校運営協議会Ⅴ④ 教育相談ウエルカム月間②・④	
3	いじめに関する校内研修Ⅴ①・②・③・④	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③） 人権の日	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

毎月のふりかえりアンケート（1年生は9月から記述式になります。）

和邇小学校 4月ふりかえりアンケート 2～6年用

4月の自分の生活をふりかえて答えましょう。
どちらかに○をつけましょう。

年 組 名前（ ）



	はい	いいえ
1. 新しい学年になり、頑張っていることはありますか。 (がんばっていることは、あなたのいいところ♪だよ)	何を頑張っているか教えてね♪	
2. 友だちのよいところを見つけましたか。	はい	いいえ
	だれのどんなところか教えてね♪	
3. 友だちのことを困らせてしまったことはありますか。	はい、あります	いいえ、ありません
4. 友だちのことで、困っていることはありますか。	はい、ありません	いいえ、あります
	ある人は、誰に困っているか教えてね。	
5. 友だちが困っているのを見かけませんか。	はい、ありません	いいえ、あります
	ある人は、誰が困っているか教えてね。	
6. いつも、くつピタをしていますか。	はい	いいえ
7. いつも、いっしょうけんめい、そうじをしていますか。	はい	いいえ
8. いつも、㊦たしから㊧っこりあいさつしていますか。	はい	いいえ

和邇小学校 3月ふりかえりアンケート 1ねんせい用

3月の自分の生活をふりかえて答えましょう。
どちらかに○をつけましょう。

年 組 名前（ ）



	はい	いいえ
1. 1年かんで、できるようになったことはありますか。 (できるようになったことは、よいところ♪)	なにができるようになったかおしえてね♪	
2. 友だちのよいところを見つけましたか。	はい	いいえ
	だれのどんなところかおしえてね♪	
3. 人に嫌な言葉を言ったり手を出したりしていませんか。	はい、していません	いいえ、しています
4. ともだちのことで、困っていることはありますか。	ない	ある
	あまりき ならない	まだがまん できる
5. ともだちが困っているのを見かけませんか。	ない	ある
	あまりき ならない	まだがまん できる
6. いつも、くつピタをしていますか。	はい	いいえ
7. いつも、いっしょうけんめい、そうじをしていますか。	はい	いいえ
8. いつも、㊦たしから㊧っこりあいさつしていますか。	はい	いいえ